

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、長野県財務規則（昭和 42 年規則第 2 号）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、本県が発注する調達契約（物品の製造の請負、物品の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。））に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

入札公告等に示すとおりとします。

なお、「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）」（以下「入札参加資格」という。）を有しない者は、開札時までに資格の確認を受けることを条件に入札書を提出することができます。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とします。

3 代理人による入札

入札参加資格を有する代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

- (1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状（様式 2）を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において、代理人選任届を提出している場合は、この限りではありません。
- (2) 前項による委任状は、代表者又は前項ただし書の委任による代理人を委任者としてください。
- (3) 入札参加者及びその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し、承諾の上で入札してください。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札公告に記載の照会先に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札参加者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければなりません。電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めません。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。
- (4) 入札参加者は、長野県ホームページの「ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 物品・委託等調達情報 > 【県庁及び現地機関】一般競争入札の公告」に掲示した各案件の入札書様式をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を漏れなく記載の上提出しなければなりません。

ア 日付

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者氏名）及び入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）又は委任状へ押印した印鑑の押印（外

国人の署名を含む。以下同じ。)

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 入札参加資格に基づく登録番号

オ 電話番号

カ 調達件名

キ 入札額（一月当たりの賃貸借料）

- (5) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「11 月 2 日開札 イントラネット用サーバ、番号利用事務用資産管理サーバほか一式の入札書在中」と朱書きしなければなりません。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名（法人の場合はその名称又は商号）等を朱書きし、外封筒の封皮には「11 月 2 日開札 イントラネット用サーバ、番号利用事務用資産管理サーバほか一式の入札書在中」と朱書きしなければなりません。

- (6) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（前記(4)ウ又はエで使用する印）をしておかなければなりません。
- (7) 入札参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。
- (8) 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければなりません。
- (9) 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがあります。
- (10) 入札参加者の入札金額は、調達役務の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。

また、前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (11) 入札回数は 3 回を限度とします。2 回目の入札書には「(第 2 回)」、3 回目の入札書には「(第 3 回)」と記載してください。ただし、第 3 回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第 3 回目の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を行います。なお、この場合の見積り回数は 3 回を限度として行います。
- (12) 入札公告等により審査申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること（指名されていること）を条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき（指名されなかったとき）は、当該入札書は落札決定の対象としません。
- (13) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に係りの職員（以下「入札関係職員」という。）及び(19)の立ち会い職員以外は、入場することができません。
- (14) 入札参加者は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (15) 入札参加者は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は委任状（様式 2）を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届の提出がされている者はこの限りではありません。
- 入札参加者が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出しなければなりません。
- (16) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできません。

- (17) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
- ア 公正な入札の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (18) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等に示すとおりです。
- (19) 開札は、入札参加者が出席して行うものとします。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札参加者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行います。

5 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告に規定する入札保証金については、入札書提出時までに別記 7 の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提出してください。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、見積もった金額（入札書に記載する金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）の 100 分の 5 以上とします。
- また、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。
- なお、入札の申し込みがあった際は、免除の可否について審査し、結果を通知します。
- ア 入札参加者が、保険会社との間に長野県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- (2) 予算執行者は、一般競争入札申込書（様式 1）の提出があったときは、入札保証金の納付免除ができるかどうかの確認をするものとし、納付が必要な入札参加者には、その旨の連絡をします。なお、予算執行者が確認に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。
- (3) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとします。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (4) 入札参加者は、現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収印が押印された領収書を提示してください。

- (5) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して別記7の場所に提出してください。
- (6) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のウであるときは、手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要である手形のときは、金融機関の保証書を添付して別記7の場所に提出してください。
- (7) 入札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して別記7の場所に提出してください。
- (8) 競札参加者は、入札保証金として納付する担保が(3)のオであるときは、当該保証書を添付して別記7の場所に提出してください。
- (9) 入札参加者は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を別記7の場所に提出してください。
- (10) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとします。(前記(4)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度の日数を要します。)
- (11) 入札参加者は、入札保証金の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書(様式3)を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付します。
- (12) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、長野県に帰属するものとします。

また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合において、前記(1)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。
- (13) 入札保証金には利子を付しません。

6 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したものとみなします。

ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別途通知する日時において再度入札を行います。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける案件に係る再度の入札は、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別途通知する日時において再度入札を行います。

- (1) 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。
- (2) 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「7 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

7 随意契約の実施

再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者から見積書の徴取を行います。

- (1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者(同額で2者以上の場合はその全員)が立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時においてこれを行います。
- (2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行います。
- (3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、同様に3回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とします。

- (1) 入札公告に示す入札参加資格要件審査書類を提出しない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示す入札参加資格要件の審査のために予算執行者が行う指示に従わない者が提出した入札書
- (3) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (5) 入札人が協定して入札した入札書
- (6) 発注件名がない又は重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載がない又は記載が不明瞭な入札書
- (8) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 日付がない又は当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載された入札書
- (11) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
- (12) 納付した入札保証金の額が前記5(1)による入札保証金の額に達しない場合の当該入札書
- (13) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (14) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者が提出した入札書
- (15) 実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が同時入札した全ての入札書
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (3) くじは辞退することができないものとし、(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引かけ、落札者を決定するものとします。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (5) (4)の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、入札参加者に対し資料の提出を求めることができるものとします。
- (6) 開札時に落札者を決定したときは、その場で落札者の決定を告げます。また、すべての案件について入札経過を長野県公式ホームページに掲載します。
- (7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、任意の様式により「契約を締結しない旨」を申し出るものとし、予算執行者は、当該申し出を受領したときは落札の決定を取り消すものとします。

10 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付は免除します。

ア 落札者が保険会社との間に長野県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険契約証書を提出したとき。

イ 落札者が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上、誠実に履行した実績を有する者であり（実績申出書（様式4）を提出してください。）、かつ、当該契約を履行しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

ウ 落札金額が100万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、5の(3)の入札保証金の定めを準用します。
- (3) (1)の契約保証金又は担保の価額は、落札価格（税込み）の100分の10以上の額とします。
- (4) 契約保証金等の納付方法は、5(4)から(8)の入札保証金の定めを準用します。
- (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約に基づく給付が完了したとき、又はその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
- (7) 契約保証金には利子を付しません。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、納付を免除された額に相当する金額を違約金として納付するものとします。

11 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定の期日まで）に契約書の締結をしなければなりません。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。

12 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

13 入札者に事前に確認を求める事項

- (1) 入札参加者は、次に掲げる書類を令和4年10月31日（月）正午までに長野県知事あて提出しなければなりません。（別記5）
 - ア 一般競争入札申込書（様式1）
 - イ 本入札に係る公告2及び下記エに掲げる資格を有することを証する書類
 - ウ 入札公告等において求められた調達役務に係る運用管理、適合性等の説明について記した書類
 - エ 技術資料等の内容
 - (ア) 納入予定物品一覧表
 - (イ) 納入予定物品の仕様に関する説明書（カタログ等）
 - (ウ) メンテナンス体制に関する説明書
- (2) 前項について、別記5（説明期限）の期日（閉庁日を除く。）までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

14 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに審査申請書の提出先

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

(機関名) 長野県会計局契約・検査課

(電話番号) 026-235-7079 (直通)

15 その他必要な事項

- (1) 予算執行者の所属する部局の名称及び所在地は、入札公告等のとおり。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
イントラネット用サーバ、番号利用事務用資産管理サーバほか一式
- (2) 業務の内容
別添「イントラネット用サーバ、番号利用事務用資産管理サーバほか一式仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和5年(2023年)3月1日から令和10年(2028年)2月29日まで

2 入札参加者の必要な等級

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること

3 入札手続等

- (1) 入札及び開札日時
令和4年11月2日（水）午後3時00分
- (2) 入札及び開札場所
長野県庁 西庁舎1階 入札室

4 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

（郵便番号）380-8570
（所在地）長野市大字南長野字幅下692番地2
（機関名）長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
（電話番号）026-235-7071（直通）

5 入札に参加できる者であることを証明する書類の提出場所及び期限

（郵便番号）380-8570
（所在地）長野市大字南長野字幅下692番地2
（機関名）長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
（電話番号）026-235-7071（直通）
（提出期限）令和4年10月31日（月）正午まで
（説明期限）令和4年10月31日（月）午後5時まで

6 仕様書等に対する質問・回答

（郵便番号）380-8570
（所在地）長野市大字南長野字幅下692番地2
（機関名）長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
（電話番号）026-235-7071（直通）
（受付期間）令和4年10月21日から令和4年10月26日午後5時まで
（回答期間）令和4年10月24日から令和4年10月28日まで
（回答場所）長野県公式ホームページ（一般競争入札 業務委託・役務の提供・物件の借入れ調達案件一覧）に回答書を掲載します。
なお、質問者に対する直接回答は行いませんので、必ず上記掲載先を確認してください。

7 入札保証金の納付証拠書等提出先

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

(機関名) 長野県会計局会計課出納電算係

(電話番号) 026-235-7356 (直通)